

秋田県条例第六十一号

秋田県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

秋田県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（令和六年秋田県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第四号中「第二条第二十一項」を「第二条第二十二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。